

令和7年3月19日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長

理由説明書

苦情申出人は、名古屋地方裁判所（以下「原判断庁」という。）がした不開示の判断に対し、本件開示申出に係る文書が本当に存在しないか不明であると主張しているが、下記のとおり当該判断は相当であると考える。

記

1 開示申出の内容

- (1) 憲法週間における最高裁判所判事の視察の対応方法について書いてある貴庁作成のマニュアルその他の文書（最新版）
- (2) 高等裁判所長官の視察の対応方法について書いてある貴庁作成のマニュアルその他の文書（最新版）

2 原判断庁の判断内容

原判断庁は、1の開示申出に対し、1月28日付で不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

3 最高裁判所の考え方及びその理由

- (1) 原判断庁は、本件開示申出に係る文書（以下「本件開示申出文書」という。）について、1記載の各視察に関する一般的な対応方法が記載してあるマニュアルその他の文書の開示を求めるものであると整理した上で、関係部署において探索したが、当該文書は存在しなかった。本件開示申出文書の記載内容に照らすと、上記の整理は合理的であり、これを前提とすれば、各視察は、視察者の意向や日程を踏まえて個別に対応されるもので、マニュアルによる画一的な処

理になじまないことから、本件開示申出文書が作成又は取得されていないこと
も不自然ではない。

(2) よって、原判断は相当である。